

2 福祉系高等学校等に関する情報

① 名称，住所及び連絡先

千葉県立松戸向陽高等学校全日制課程福祉教養科
〒270-2223 千葉県松戸市秋山 6 8 2 番地
TEL 0 4 7 - 3 9 1 - 4 3 6 1

② 福祉系高等学校等の校長の氏名

関口 美栄子

③ 開設年月日

平成 2 1 （ 2 0 0 9 ） 年 4 月 1 日

④ 学則等

介護福祉士国家試験受験資格取得に係る規程

1 設置目的

教育基本法，学校教育法及び建学の精神に基づき，中学校における教育の基礎の上に，心身の発達及び進路に応じて，高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。また，一人ひとりの個性の伸張と学力の向上を図り，福祉に関する専門的な知識・技術を修得させるとともに，様々な人と共に生きる豊かな心を育み，他人を思いやる心の醸成と人間的な成長を促し，現代社会に求められる有為な人材を育成することを目的とする。

2 名称

千葉県立松戸向陽高等学校福祉教養科

3 位置

千葉県松戸市秋山 682 番地

4 修業年限

全日制の課程 3 年

5 生徒定員及び学級数

1 学級 40 名，各学年 1 学級，合計 3 学級

6 教育課程及び履修方法

校則第 3 章第 6 条及び第 8 条に定めるところとする。

7 学年，学期及び休業日

校則第 2 章第 4 条及び第 5 条に定めるところとする。

8 入学時期

校則第4章第16条に定めるところとする。

9 入学資格

校則第4章第12条，第13条及び第14条に定めるところとする。

10 入学者の選考

校則第4章第15条及び千葉県県立高等学校第1学年入学者選抜要項に定めるところとする。

11 入学手続

校則第4章第17条に定めるところとする。

12 休学，退学及び復学

校則第4章第20条，第21条，第22条，第23条及び第24条に定めるところとする。

13 学習の評価，履修・修得の認定及び卒業の認定

校則第3章第8条，第8条の2，第9条，第10条及び第11条に定めるところとする。

14 入学検定料，入学金，授業料及び実習費等

校則第6章第32条，第33条，第34条，第35条及び第36条に定めるところとする。ただし，実習費については，千葉県と当該施設との委託契約によるものとする。その他，諸費は別表のとおりとする。

15 教職員組織

2教職員組織に定めるところとする。

16 賞罰

校則第7章第37条，第38条及び第39条に定めるところとする。

千葉県立松戸向陽高等学校学則

1 学校運営機構図（省略）

2 教職員の組織

（教員）

第1条 学校には、校長、教員、事務職員及びその他の職員を置く。

（職）

第2条 前条に規定する職員の職及びその職務は県立高等学校管理規則第46条によるものとする。

（校務の分掌）

第3条 調和の取れた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

2 校長は、法令及びこの規則に定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

第4条 学校に、教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事、学科主任、司書教諭、事務主幹、事務長、副主幹、主査、副主査、主任主事、主事、学校技能員を置くものとする。

3 校務分掌

1 部

(1) 総務部

文書（職員会議録、卒業証書、賞状、校内規程、職員連絡網、住所録）

行事（入学式・卒業式・芸術鑑賞会等学校行事立案・記録、年間計画調整、
日番割振）

渉外（PTA・同窓会・地域等渉外・連絡、開かれた学校作り委員会、ミニ集会）

広報（学校要覧、学校案内、入学のしおり、広報誌、学校評価）

(2) 教務部

教務（教務日誌，朝会日誌，教育課程，教育計画，道德教育推進計画，時間割，
日課，学級編成，考查，成績処理，履修・修得・進級・卒業，入学者選抜，
生徒異動，在籍，授業公開，学校説明会，体験入学，中学校訪問，
中学生受入，学校間連携，教育実習，転入学・留学）
教科（学習指導，学習相談，学力向上，教科書，副読本）
表簿（指導要録，出席簿，教務手帳，シラバス，学習指導計画，名票，通知票）

(3) 生徒指導部

生活指導（登下校指導，校内指導，飲食・自販機利用指導，集会指導，特別指導，
遺失物，旅行届，個人写真，生徒手帳）
交通安全（交通安全計画立案，自転車指導，自転車ステッカー交付）
LHR（各学年LHR計画立案・調整，学級日誌）
生徒会（本部役員・各委員会・部・同好会指導，文化祭，体育祭，掲示物）

(4) 進路指導部

進学指導（進路指導計画立案，高大連携，進路補習，模試計画，入試指導，
進学相談，調査書業務，総合学習）
就職指導（職業指導計画立案，インターンシップ，職場開拓，求人斡旋，職場見学，
公務員試験，資格・検定，就職相談，調査書業務）

(5) 環境・健康部

施設設備・安全（施設設備管理，備品管理・保管，営繕修理，安全点検，安全教育）
美化（美化計画立案，清掃分担作成，清掃美化指導，用具整備）
防災（危機管理マニュアル・消防計画作成，避難・防災訓練立案，防災教育）
保健・相談（健康診断，救急処置，AED，衛生検査，救急用品，日本スポーツ振
興センター・学校医・保健機関連絡，保健指導，健康教育，保健・教育相談）
厚生（奨学金，生徒・職員福利厚生，飲食物選定，飲食業者・自販機業者連絡）

(6) 図書・情報部

図書（図書館管理・運営，生徒・職員図書選定・購入・整理，読書指導）
視聴覚（視聴覚機器・資料管理，視聴覚教育計画立案，視聴覚教室管理，放送）
情報管理（生徒情報一括管理）

2 職員会議（省略）

3 委員会（省略）

4 千葉県立松戸向陽高等学校校則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この校則は，県立高等学校管理規則（昭和54年千葉県教育委員会規則第1号）第2条の規定に基づき千葉県立松戸向陽高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し，必要な事項を定めるものとする。

（課程・学科及び生徒定員）

第2条 学校の課程・学科及び生徒定員は，県立高等学校管理規則別表のとおりとする。

（通学区域）

第3条 通学区域は，県立高等学校通学区域に関する規則（昭和49年千葉県教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

第2章 学年・学期及び休業日

（学年及び学期）

第4条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第5条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 県民の日を定める条例（昭和59年千葉県条例第3号）に規定する日
- (4) 学年始め休業日（4月1日から4月5日まで）
- (5) 夏季休業日（7月21日から8月31日まで）
- (6) 冬季休業日（12月24日から翌年1月6日まで）

(7) 学年末休業日（3月25日から3月31日まで）

(8) 臨時休業日

第3章 教育課程及び成績評価等

（教育課程）

第6条 教育課程は別表のとおりとする。

（授業時間数等）

第7条 教科・科目及び特別活動の指導時間数（以下「授業時数」という。）及び授業時間表は別に定める。

（科目及び総合的な学習の時間の履修の認定）

第8条 生徒が学校の定める指導計画に従って受けた授業時数が学年の授業時数の3分の2以上の場合（ただし、介護実習については5分の4以上の場合）、科目及び総合的な学習の時間の履修を認定する。ただし、特別の事由がある場合には、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

（単位の修得の認定）

第8条の2 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な学習の時間の成果が、教科及び科目の目標並びに総合的な学習の時間のねらいから見て満足できると認められる場合は、学年末において、当該科目及び総合的な学習の時間について所定の単位を修得したことを認定する。ただし、必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

2 単位の修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて単位修得証明書又は成績証明書を交付する。

（原級留置）

第9条 各学年の課程の修了を認めることができないと判定した生徒その他進級させることが教育上不相当であると認める生徒については、原学年に留め置くことができる。

（卒業の認定等）

第10条 所定の教育課程を修了したと認められる生徒には卒業を認定し、卒業証書（別記第1号様式）を授与する。

第11条 卒業又は修了を認定する時期は、3月とする。ただし、留学した生徒にあつては、卒業に必要な単位の修得を認定された時点とする。

第4章 入学及び退学等

（入学資格）

第12条 学校に入学（他の高等学校からの転入学を除く。以下同じ。）することのできる者は中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定（昭和21年文部省告示第58号）した者
- (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (5) 校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学）

第13条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学することができる者は、相当年齢に達し、校長が当該

学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

- 2 前項による認定を行うに当たっては、当該学年に在学する者に相当する程度の学力検査を行わなければならない。

(転入学の通学区域)

第 14 条 入学又は他の高等学校から転入学を志願することのできる者は、第 3 条に規定する通学区域内に居住する者及び入学又は転入学後、区域内に居住する者とする。

(志願手続)

第 15 条 入学志願者は所定の入学願書を、出身（在籍）中学校長等を経由して校長に提出しなければならない。

(入学の時期)

第 16 条 入学許可の時期は学年始めとする。

(入学の手続)

第 17 条 入学を許可された生徒の保護者は、入学の日から 7 日以内に、保証人と連署した誓約書（別記第 2 号様式）を校長に提出しなければならない。

(欠席)

第 18 条 病気その他やむを得ない事由により欠席しようとする生徒は、欠席届（別記第 3 号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、病気のため引き続き 7 日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第 19 条 外国の高等学校に留学しようとする生徒は、入学許可証明書等留学を証するに足る書類を添え、留学願（別記第 4 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により許可を受けて留学した生徒は、留学が終了したときは、留学終了届（別記第 5 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 3 許可を受けて留学をした生徒が、外国の高等学校で履修した単位の修得の認定を希望する場合は、単位修得証明書等外国の高等学校における履修を証するに足る書類を添え、単位修得認定願（別記第 6 号様式）を校長に提出しなければならない。
- 4 許可を受けて留学した生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、変更を証するに足る書類等を添え、留学変更願（別記第 7 号様式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。
- 5 校長は、留学の事由がなくなつたと認めたときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第 20 条 病気その他やむを得ない事由のため 3 月以上出席することができない生徒は、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、休学願（別記第 8 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 休学の期間は 3 月以上 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めたときはその期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第 21 条 休学の許可を受けた後 3 月までにその事由がなくなつたときは、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、休学取消願（別記第 9 号様式）を校長に提出しなければならない。

(復学)

第 22 条 休学中の生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、医師の診断書等

その事情を証するに足る書類を添え、復学願（別記第 10 号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、休学の許可を受けた後 3 月までの間は、復学を願い出ることはできない。

- 2 休学期間の満了後 1 月を経過して、復学又は退学の手続をしない生徒については、退学を命じることができる。

（転学）

第 23 条 他の高等学校へ転学を志望する生徒は、転学願（別記第 11 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 他の高等学校から転入学を志望する者は、在学証明書及び成績証明書を添え、転入学願（別記第 12 号様式）を校長に提出しなければならない。

- 3 転入学を許可された生徒については、第 17 条の規定を準用する。

（退学）

第 24 条 退学しようとする生徒は、退学願（別記第 13 号様式）を校長に提出しなければならない。

（再入学）

第 25 条 退学した者が退学後 2 年以内に再入学を願い出たときは、事由により、入学学力検査を行うことなく、退学当時の課程の原学年以下の学年に入学を許可することができる。

- 2 前項の規定により再入学を許可された生徒については、第 17 条の規定を準用する。

（忌引等の取り扱い）

第 26 条 生徒が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取り扱いをしない。

- (1) 忌引
- (2) 学校保健安全法第 19 条の規定による出席停止
- (3) 暴風、こう水、火災その他非常変災による事故
- (4) 前各号に掲げるものの他、校長が必要と認める場合

- 2 前項の(1)に掲げる理由のため欠席の取り扱いをしない日数は、次に定める期間とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

- (1) 1 親等の直系尊属（父母） 7 日
- (2) 2 親等の直系尊属（祖父母） 3 日
- (3) 2 親等の傍系者（兄弟姉妹） 3 日
- (4) 3 親等の直系尊属（曾祖父母） 1 日
- (5) 3 親等の傍系尊属（伯叔父母） 1 日

- 3 忌引により欠席した生徒は、忌引届（別記第 14 号様式）を校長に提出しなければならない。

第 5 章 保護者及び保証人

（保護者及び保証人）

第 27 条 保護者は、生徒に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

第 28 条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに生徒に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定したものとする。

第 29 条 校長は、保証人が適当でないと認めたときは、これを変更させるものとする。

第 30 条 保護者は、本人、保証人又は生徒が転居又は氏名変更した場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

第 31 条 保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

第6章 授業料及び入学料等

(授業料等)

第32条 授業料，入学料及び入学検査料の額及び納入の時期等は，使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）による。

(授業料の徴収)

第33条 留学又は休学を許可された生徒の授業料は，当該留学又は休学の期間の初日の属する月の翌月分から当該留学又は休学の期間の末日の属する月の前月分までは徴収しない。ただし，留学又は休学の期間の初日が月の初日に当たるときの当該月分及び留学又は休学の期間の末日が月の末日に当たるときの当該月分については徴収しない。

第34条 年度の中途において入学を許可された生徒の授業料は，当該入学の許可のあった日の属する月の当該月分から徴収する。

2 年度の中途において退学し，又は転学する生徒（他の千葉県内の県立高等学校に転学する生徒を除く。）の授業料は，当該退学又は転学の日の属する月の翌月分から徴収しない。

3 他の千葉県内の県立高等学校への転学を許可された生徒の授業料は，当該転学の日の前日の属する月分まで徴収する。

(滞納生徒の処置)

第35条 校長は，授業料を滞納中の生徒に対して，出席停止を命じることができる。

2 校長は，授業料の滞納が3月を超える生徒に対しては，退学を命ずることができる。

(授業料の減免)

第36条 災害，その他特別な理由により授業料の減免を申請しようとする生徒は，所定の授業料減免申請書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞罰等

(表彰)

第37条 学業，人物その他について優秀な生徒に対しては，別に定めるところにより表彰するものとする。

(懲戒)

第38条 教育上必要がある生徒に対しては，別に定めるところにより，懲戒処分を行うものとする。

2 懲戒処分は退学，停学及び訓告とする。

(き損の弁償)

第39条 校舎及び校有物をき損し又は亡失した生徒に対しては，別に定めるところにより，その全部又は一部を弁償させるものとする。

第8章 雑則

(文書の経由)

第40条 生徒が校長に提出する文書は，すべて担任教員を経由しなければならない。

第41条 この校則施行上必要な細目並びに生徒の管理及び指導等に関する規定は校長が別に定めるところによる。

附則

この校則は平成23年4月1日から適用する。